

資料4

チマイベツ川水系流域治水協議会

設立趣旨（案）

今般設置する「チマイベツ川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）は、令和元年東日本台風や平成28年8月の一連の台風など、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うために設置するものです。

この協議会では、河川法を根拠とする「チマイベツ川水系河川整備計画」に基づく河川整備や、水防法を根拠とする「胆振総合振興局河川減災対策協議会」の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討し、関係機関と密接な連携体制を構築して流域治水に取り組むための協議等を行います。